

第13回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2014年4月22日（火）10:30～11:00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館1階123会議室

3. 出席者 原子力委員会

岡委員長、阿部委員長代理、中西委員

文部科学省

大臣官房 田中審議官

研究開発局 西條核燃料サイクル室長、山村核不拡散科学技術推進室長

内閣府

板倉参事官、池田企画官

4. 議 題

(1) ハーグ核セキュリティ・サミットにおける高速炉臨界実験装置（FCA）の燃料に係る日米合意について（文部科学省）

(2) 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の概要について

(3) その他

5. 配付資料

(1-1) ハーグ核セキュリティ・サミットへ向けた核セキュリティ強化への取組み

(1-2) ハーグ核セキュリティ・サミットにおける高速炉臨界実験装置（FCA）の燃料に係る日米合意について

(2-1) 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（概要）

(2-2) 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案要綱

6. 審議事項

（岡委員長）それでは、時間でございますので、ただいまから第13回の原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目がハーグ核セキュリティ・サミットにおける高速炉臨界実験装置（FCA）の燃料に係る日米合意について、2つ目が原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の概要について、3つ目はその他です。よろしいでしょうか。

それでは、事務局お願いいたします。

（板倉参事官） それでは、1つ目の議題でございます。ハーグ核セキュリティ・サミットにおける高速炉臨界実験装置（FCA）の燃料に係る日米合意について、文部科学省大臣官房田中審議官、研究開発局西條核燃料サイクル室長、山村核不拡散科学技術推進室長から御説明をお願いいたします。

なお、田中審議官におかれましては、国会質疑のため10時50分ごろ途中退席される予定ですが、引き続き西條室長、山村室長にはお残りいただいて質疑応答を行う予定でございますので、よろしくお尋ねのほうをお願いいたします。

（田中審議官） ただいま御紹介いただきました文部科学省の大臣官房審議官の田中でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速でございますが、今日御用意しております資料に基づきまして、資料1-1と資料1-2でございますが、主に資料1-1の横長の資料を使って御説明をさせていただきます。

今回3月24日、25日に、オランダのハーグで第3回の核セキュリティ・サミットが開催されましたけれども、その際、日米間で高速炉臨界実験装置（FCA）の燃料の取扱いについて合意をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

まず、1番目の背景でございますように、アメリカはもともと2001年の同時多発テロ以降、核テロのターゲットとなる脅威ということで、核物質、特に高濃縮ウランあるいはプルトニウムの削減プログラムを全世界規模で実施するというのをやってまいりました。特に、そういうターゲットとなるような核物質をアメリカに引き取っていくというような取組を推進してきたところでございます。

更に、2009年の4月にオバマ大統領によるプラハ演説「核なき世界」におきまして、核セキュリティ・サミットを開催しようということが発表されました。この核セキュリティ・サミットにおきましては、高濃縮ウラン及びプルトニウムの使用の最小化というのは、オバマ大統領が主導する核セキュリティ・サミットにおける主要論点の一つでございます。

核セキュリティ・サミットは、第1回が2010年の4月にワシントン、2012年の3月に第2回がソウル、そして今回第3回を今年の3月ということで開催してまいりました。

ちなみに、今回は2016年にアメリカで開催される予定だと聞いてございます。

我が国の研究用原子炉（研究炉）における対応・課題についてでございますけれども、当初、日本の研究炉でも燃料に高濃縮ウラン（濃縮度20%以上）を使用してまいりましたが、この2001年より前からでございますけれども、米国の核不拡散政策に協力するというので、随時、低濃縮ウランへの転換を進めてまいりました。これに対しまして米国側としましては、研究炉の使用済燃料を2019年まで米国に引き取るということを実施してきております。

ただ、2019年に引取りということでございますと、実際、日本で研究炉が運転できませんのは2016年までということになりますので、期限がそろそろ迫ってきているという状況がございました。そういうことで、日本としましては、研究炉を引き続き運転していくためには、米国側による使用済燃料の引取り期限を延長していただくことが不可欠であろうということで、かねてよりアメリカ側にこれを働き掛けてきたところでございます。

一方、高速炉臨界実験装置（FCA）でございますが、これは原子力機構が高速炉、例えば「常陽」でございますとか、「もんじゅ」といったものの核特性の研究のための基礎的な研究施設として持ってきているものでございまして、燃料として高濃縮ウランやプルトニウムを使用してきたということでございます。アメリカ側としましては、本施設の燃料が核テロリズム上のターゲットになるリスクとして懸念を持ってきたということでございます。

この両方の課題につきまして、昨年よりアメリカエネルギー省と日本の文部科学省の間で、この2つの課題を同時に解決すべく、FCAの燃料及び研究炉の使用済燃料の取扱いについて交渉を実施してまいりました。その間、例えば昨年10月あるいは今年の1月には、モーツアメリカエネルギー省長官と下村文部科学大臣との会談の機会がございましたので、その際にも両大臣の間で本件についても議論されてございます。

そういった議論を経まして、今回合意したということが2ポツでございます。実際の合意内容につきましては、資料1-2のほうに日本文と英文でつけてございます。

内容を簡単に申し上げますと、FCAの燃料、高濃縮ウラン及びプルトニウムを全て米国側に引き渡すということと引換えに、我が国の研究炉の使用済燃料の引取り期限を10年間、ですから2019年から2029年まで延長をしていただくということになっております。ちなみに、これは日本のみへの特例ということになってございます。

今回の合意による我が国のメリットとしましては、当然、今回の核セキュリティ・サミットでもうたわれていることとございますが、国際的な核セキュリティ強化への貢献というこ

とと同時に、研究炉の使用済燃料引取り期限延長によります継続的な原子力の基礎基盤研究の実施が可能になったということでございます。両国の合意を受けまして、実際には3月24日でございますが、ハーグ核セキュリティ・サミットの開催に合わせまして、日米首脳の間共同声明を公表したというところでございます。

ちなみに、この日米首脳共同声明につきましては、ハーグ核セキュリティ・サミットのサミット会場で安倍首相とオバマ大統領が話をされたときにも、オバマ大統領から非常にこの成果については高く評価をしているということ、このサミットで多分最大の成果ではないかというような評価ということと、合意に向けて安倍首相がされた努力について感謝をするというような発言があったと聞いております。

3ポツで今後の調整課題がございます。今回、基本的なところは合意いたしましたけれども、今後の課題としましては、F C Aにございます高濃縮ウランとプルトニウムを実際にアメリカへ輸送していくということになりますので、どういった手段、あるいはどういった警備、あるいは幾らの費用というようなことについて、日米間で更に交渉するというところになっております。

概要は以上でございます。

(岡委員長) 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答を行いたいと存じます。阿部委員長代理からどうぞ。

(阿部委員長代理) この話はニュースでも聞いたんですけども、1つは、私が聞いたところによると、研究用の高濃縮ウランとプルトニウムは、日本には30年以上、40年近くあったんですね。非常に早い時期に受け取って研究用に使ってきたということで、その意味において、その間、日本において何も悪いことは起こらなかったと。一部の国は、これは日本が兵器にしようと思えばできるんじゃないかという核分裂性物質なんですけれども、それをこの何十年もの間、日本はそういうことをしなかったということは、逆に言うと、これは日本が非常に信頼のできる国だということのあかしでもあると私は思うので、外国の人と議論するときには、そういう逆の話もしております。

そういう意味においては、これは日本がそういう疑念を持たれてはいけない、あるいはアメリカがほかの国に対して、そういう高濃縮ウランとかプルトニウムは使わないでアメリカに集めさせてほしいということを推進するために、日本が模範生として範を垂れるということのために協力せざるを得ないということで、そういう意味においては御苦労さまということをおっしゃるを得ないんですけれども、そういう趣旨からすると協力せざるを得ないかなと

ということで、これはやむを得ないことかと思うんですが、幾つか私も、非常に専門的なことなので伺いたいんですけれども、高濃縮ウランについてはここに説明がありますけれども、プルトニウムのほうは、ここにどういう組成なのかというのは説明がありませんけれども、なぜこのプルトニウムが問題なのか。時々、兵器級とか原子炉級などという表現でありますけれども、そういう意味においてどういう程度のものであるのかということ、それがまず第1番目です。

それから、ここに引き渡すことに決めたとありますけれども、これは期限があるのかどうかですね。その際に、ではいつまでと。まあ、早いにこしたことはないんでしょうけれども、期限があるのかどうかということ。

それから、使用済燃料の引取り期限を10年延長したと書いてありますが、この場合の研究炉というのは、恐らくFCA以外の研究炉なんだろうね。それを延ばしたと、こういうことだろうね、FCAを10年延ばしたら意味がないので——ということであろうかなと思いますが、その点はどうかということですね。

それから、今後の課題として、アメリカに輸送する場合の手段と警備、費用をどうするか。これは確かに、聞くところによると300キロ前後ということなので、そんなに大きな量じゃないんですけれども、それなりに輸送は、物が物だけに気をつけなきゃいけないと。ある意味においては、臨界に達して事故になるかもしれないので、そこは非常に、容器などはよく考えなきゃいけないということ、それから警備もしっかりしなきゃいけないということで大変かと思うんです。費用も、もしかすると大変かもしれないです。その意味においては、この発表によると、最初に「米国の協力の下」と書いてありますね。そういう意味においては、手段、警備、それから費用も協力してもらえると大変ありがたいんですけれども、これはどの程度の協力を考えておられるか、あるいはアメリカとの間で了解があるのか、そういった点を伺えればと思います。

(田中審議官) まず、プルトニウムの形態でございますけれども、量につきましては、全体として331キロ、そのうち核分裂性プルトニウムは293キロということで公表されておりますけれども、形態については公表していないんですね。ですので、これはセキュリティ上の観点から、これは公開はしてございません。

それから、引取り期限についても、これは日米間の外交上の問題ということでございまして、特に公表はしてございません。

研究炉については、当然FCA以外のものも入ってございます。

(西條室長) 研究炉に関しましては、10年間延長につきましては、日本原子力研究開発機構の持っているJMTR、それからJRR-3とJRR-4、この3つと、加えて京大の京大炉KUR、この4つの炉が基本的に対象になっております。現在のプログラムにおいても、その4つが対象になって返還をさせていただいているという状況にあります。

(田中審議官) 最後に、手段と費用分担等の御質問がございました。当然、今回日米協力ということでございますので、そこも日米間でどういう分担でやっていくかということについては、これからの交渉マターでございます。例えば容器なんかにつきましても、アメリカは既に、こういう高濃縮ウランですとかプルトニウムを海外から輸送してきた経験がいろいろございますので、そういった彼らの経験をできるだけ我々としては活用していきたいというふうに思っております。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 研究炉とFCAと同時に交渉されて、非常に大変だったと思いますが、研究炉というのは、今御説明いただきましたように、現在日本に4台しか稼働しておらず、そこでありとあらゆる研究がされているわけです。それも必ずしもエネルギーだけではなく、御存じのようにエネルギー以外の大切な研究も種々されている状況です。それが燃料のこともあり、研究の年限が区切られるということは、どうお考えなのでしょう。ある程度、今までの研究がまとまったと思われるのか、これからの研究のニーズが出てきたときにやめてしまうと思われるのか、又は外国に行ってやるべきと思っておられるのかなど、いろいろ考えられると思いますが、研究面からみてどのようにお考えなのでしょう。

(田中審議官) 研究炉、特に基礎研究あるいは基盤研究をやっていくということと、それからそれによって次の世代の原子力人材を育てていくという意味で、これは非常に微妙な問題だと我々も理解しております。

研究炉につきましては、実はいろんな課題を抱えてございます。御存じだと思いますが、現在、研究炉で今日本で動いているのは、たった2つしかございません。1つは京大の原子炉、もう一つがNSRRという原子力機構が持っている炉でございます。この2つにつきましても、次回の定期検査のときには止めて、原子力規制委員会が定めました新規制基準に対応することが必要になってまいります。現在止まっているものについては、当然新しい規制基準に適用しないと再稼働を許してもらえないという状況にございます。これは今年の12月に、原子力規制委員会が研究炉については新しい規制基準を出しましたので、現在止まっている炉についても、あるいは動いているものもそうかもしれませんが、新規制基準に対応

するための様々な準備に現在取り組んでいるところでございます。したがって、現状で言いますと、まずはきちっと動かしていくための新規制基準対応が必要になってくるということがございます。

それから2つ目は、今回の使用済燃料の問題でございます。とりあえず、当面10年間延ばせましたので、10年間についてはまたきちっとやれるという体制は整ったと思います。ただ、いずれにしましても、その次の10年をどうするのかという問題については、まだ引き続き残っているわけでございます。これは御承知のように、もともと今の研究炉も、使用済燃料をきちんと搬出する先が見えないと、地元との関係でなかなか研究炉が運転継続しにくいという面もございまして、そういう意味では使用済燃料をどのように、中間処理なのか処分するのか、そういうことについても少し長期的に見ていかないと、なかなか安定的な運転を確保できないということはあるのだろうと思います。

その上で、先ほど申し上げた日本国内の研究炉もなかなかうまく動かないというような状況の中で、文科省でも様々な取組をやる中で、例えば国際原子力人材育成イニシアティブ事業という、大学のほうに、あれは委託費だったかと思いますがけれども、こういう原子力人材を育成していくための取組を進めておまして、そういった中で、例えば日本国内で当面使えなければ海外の研究炉を使うとか、そういったことも支援をするようなスキームも考えていきたいと思っております。

(岡委員長) 大変ありがとうございます。この核物質の最小化というのは、テロリストからの核物質の防護ということで非常に重要だと思うんですけども、米国は、研究炉の低濃縮化と申しますか、長年進めてきていて、その延長上にこれがあるかと思うんですけども、研究炉の低濃縮化と申しますかいろんな対応課題、今国内の問題についてはおっしゃったと思うんですけども、米国の核政策の中での研究炉の燃料の低濃縮化と申しますか、そのあたりのことをもうちょっと御説明いただけるとありがたいんですけど。

(西條室長) 先ほど審議官のほうからちょっと御説明ございましたように、もともとは1960年代ぐらいに、世界各国で原子力の研究開発ということでいろいろな研究炉が建設されて、その際にアメリカのほうから、アメリカを中心として高濃縮のウランを燃料とする研究炉、高濃縮のウランを使ったほうが結局コンパクトにできますし、非常に時間も長く使えるということで、その当時はそういったものを世界各国にアメリカのほうから提供していったと。その後、カーター大統領のときの核不拡散政策というのが打ち出されて、やはり世界各国そういった高濃縮のものを各国が持っているということは、将来的にそういった

ものをもたらした国が、兵器に転用してしまうようなおそれもあるのではないかというようなこともありまして、カーター大統領の核不拡散政策、これは1977年ですが、その政策の発表後、同じ年から試験研究炉の低濃縮化というのをずっと提唱するという形になっております。

ただ、基本的には高濃縮のものをすぐ取り上げて研究をやめてしまうということではなくて、まさに低濃縮化というところに表れているように、いわゆる研究活動をより安定的に低濃縮化することで進めていきたいと思いますということなので、そういう意味では核不拡散といわゆる科学技術の振興というのを同時的にやっていきたいと思いますということで政策を進めてきております。

日本は、その当時からすぐにこれについては呼応して検討を始めて、ただ、これ自身はやはり非常に時間のかかるものでしたので、10年くらいかけて対応をとるというような形で、先ほど申し上げましたJRR-3とか4、それからJMTRなどにつきましても低濃縮化、1990年代にその3つについては低濃縮化しておりますし、KUR、京大炉については2010年に低濃縮化していると。

ただ、低濃縮化をしますと、やはりもともと高濃縮をベースにしている炉なので、極めて特異な燃料になってしまいまして、それを日本国内で再処理するというのは非常に難しいということで、低濃縮化をする代わりに、それについてはアメリカが引き取るということで、2019年までという形でアメリカのほうで引取りプログラムを行っているということでございました。

これが期限がどうしても、アメリカのほうも引き取ったものを貯蔵する施設もありますので、それがかなりなくなってきたという状況もありまして、2019年と切られていたところではございますけれども、今回のアメリカとの協力によって、日本においては10年間、2029年まで延長してもらおうという形になったところでございます。

各国あるものについても、徐々に、特に東欧なんかにつきましてはかなり精力的にやっております、各国とも低濃縮化もしくは炉をやめるというような方向にかじを切っているというのが現状でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。もう一つは、高速炉臨界実験装置は日本の高速炉のプログラム、研究開発で大変貢献したと思うんですけれども、それぞれ管理のほうも時代に合せて変えながら、また時代に合わせた研究をやっていく必要があると思うんですけれども、そのあたり本来は事業者がお考えのことなんですけれども、文科省さんとしても何かお考え

のことがあればお願いします。

(田中審議官) 今回の発表文の中にも記載してございますけれども、F C Aにつきましては、今までは高速炉の研究として使っていたわけがございますけれども、今後、例えば「核廃棄物の核変換及び処分に関する重要な研究」というのが、実は共同声明の中に盛り込まれてございます。そういったものにこれを活用していきたいと考えてございまして、その中で、高濃縮ウランあるいはプルトニウムを使わないような形で、低濃縮ウランを使ってどのような形でこの研究を続けていけるか、そこもそういう意味では日米間で協力をしていこうというターゲットに入っております。

(岡委員長) ありがとうございます。それでは、何かそのほか御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。事務局、お願いいたします。

(板倉参事官) 2つ目の議題でございますが、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の概要につきまして、事務局の池田企画官から御説明いたします。

(池田企画官) それでは、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案について説明させていただきます。

まず、改正法案の概要の説明の前に、簡単に本法案の検討の経緯について御紹介させていただきます。

原子力委員会の見直しに関しましては、そもそも一昨年(2014年)の原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討において、不適切な運営について厳しく批判を受けた経緯がございます。これに関しまして、原子力行政に関する国民の信頼を損ねる状況となったことを踏まえまして、民主党政権時代に見直しが始まりました。最終的に民主党政権時代には、委員会をどうすべきかという結論は出ておりませんでした。自民政権になり、改めて内閣官房に設置された原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議において、昨年7月から12月にかけて計12回の議論が行われ、昨年12月に報告書が取りまとめられまして、この報告書の内容を踏まえて、政府部内で改正法案の検討を行ってまいりました。

検討の結果、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を取りまとめまして、先週の4月18日、金曜日に閣議決定され、国会に提出されました。本件につきましては、今国会において審議をしていただくべく、今調整中でございます。

本改正法案の概要につきましては、お手元の資料2-1でございます。パワーポイントの

資料で御説明させていただきます。

一番上の段の背景・趣旨のところにございますとおり、原子力委員会は昭和31年に設立しておりますが、時代に応じて原子力安全委員会の設立や省庁再編などを経てきておりまして、その役割が変化してきております。加えまして、東京電力福島第一原子力発電所事故や原子力規制委員会の設立といった原子力をめぐる環境変化などを踏まえまして、原子力委員会の役割について抜本的な見直しを行っているところでございます。

見直し後の原子力委員会におきましては、さきに御紹介しました原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の報告書の内容などを踏まえつつ、原子力の平和利用、放射性廃棄物の処理・処分などの原子力利用に関する政策の重要事項に重点化することとし、設立当初に比べ形骸化している事務などを廃止・縮小することとしております。

改正法案の内容につきましては、資料の概要の次の欄の改正内容のうち、所掌事務の変更（第2条関係）を御覧いただければと思います。

原子力委員会の設置当時に比べまして形骸化している事務として、設置法第2条の第3号から第6号の事務、それから第7号の「統計の作成」については、法文上削除することとなっております。

また、法文上の改正事項ではないのでございますが、第1号の事務につきましては、この号に基づきましてこれまで取りまとめておりました長期計画や原子力政策大綱といった網羅的かつ詳細な計画については、有識者会議の報告書を踏まえまして、法改正後の原子力委員会においては策定しないこととしております。

一方で、平和利用の確保や放射性廃棄物の処理・処分をはじめとする様々な政策課題については、実施官庁とは異なる立場で、企画・審議・決定する役割が引き続き重要であろうということで、この1号に基づきまして事務を果たしていくことになろうと考えております。

次に、第8号に飛ばさせていただきます。第8号につきましては、新しい法律案では第4号に変更されるのでございますけれども、ここにおきましては、改正前の法律で第4号の事務として対応しておりました原子炉等規制法に基づく意見聴取規定や、従来から改正前の第8号に基づく事務としておりました独立行政法人日本原子力研究開発機構法及び特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律における原子力委員会に対する意見聴取規定への対応を明確化するために、改正後の第4号の事務として「法律に基づき委員会に属させられた事務」として明記することとしております。

こういった形で、今回の改正法案の概要といたしましては、主に所掌事務を、第2条関係

の事務につきまして廃止・縮小するというのがメインの内容となっております。

また、こういった見直しの経緯や業務の縮小などを踏まえまして、資料の改正内容のうち、委員数の削減のところを示しておりますとおり、委員数を5人から3人に削減するとともに、会議の定足数を2人以上、議決は2人以上の賛成が必要となることとしておりまして、これまでのように可否が同数の場合の規定を削除することとしております。

その他の事項でございますけれども、定足数につきましては先ほど御紹介したとおりですが、施行期日につきましては、法律案の公布から6か月以内とすることとしております。また、改正前の法律に基づきまして任命された委員長及び委員の全ては、改正法案の施行日の前日に任期満了とすることとなっております。改正法案の施行に伴い、改めて委員長及び委員が国会同意人事に諮られることとなっております。さらに、委員全員が一斉に交代することを避けるため、委員2人の任期を1年半と3年とすることとしております。

説明は以上とさせていただきます。

(岡委員長) 御説明ありがとうございます。

それでは、質疑を行いたいと思います。阿部委員長代理、お願いします。

(阿部委員長代理) ありがとうございました。この所掌事務の変更で、変更後の4ポツ、前3号に掲げるもののほか、法律に基づき委員会に属させられた事務、その他原子力利用に関する重要事項というのは、読み方は、「法律に基づき委員会に属させられた事務」というところは、最後の「重要事項」にはかかっていないんですね。

(池田企画官) そうですね。

(阿部委員長代理) そうですね。要するに、ここに引用された3本の法律によって属させられた事務、一旦そこで切れて、あとその他、要するに原子力利用の重要な事項は所掌事務として扱えると、そういう読み方ですね、これは。

(池田企画官) それで間違いありません。

(阿部委員長代理) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 特にございませませんが、日本がしていることは全て平和利用と理解しているのですが、特出しで「平和利用」という言葉が時々出てきますが、何かもう少し意味がございませうでしょうか。

(池田企画官) そもそも原子力基本法の基本方針の中で、「原子力利用は、平和の目的に限り」という方針が明確に示されております。それに基づきまして、原子力委員会の業務につ

きましても、平和利用というものは大前提となっておりますのでございます。

時々、文言として「平和利用」というものが出てくるというお話でございますけれども、これは有識者会議の検討の中で、やはり原子力委員会が存続するに当たっては、平和利用というものがメインの業務となっていくであろうということが再三再四議論にもなりましたし、報告書の中にも出ておりましたので、そういったところがこの改正法案の説明の中でも、改正後の原子力委員会の役割として重要なものであるということで説明をさせていただいてるところでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

原子力利用に関する政策というのが一番重要なことだと思うんですけども、政策の重要事項に重点化するという、このあたりのことは、今後この委員会で考えていけばいいと、そういうことなんでしょうか。それとも何かもう少し注意がございますでしょうか。

(池田企画官) 今御指摘のありました第1号の事務につきましては、先ほどもちょっと簡単に説明させていただきましたが、有識者会議の議論の中では、原子力政策大綱といったものは、エネルギー基本計画などが平成14年にできたこともありまして、総体的にその役割が低下しているであろうと。今後、エネルギー利用に関する原子力政策部分につきましては、閣議決定されるエネルギー基本計画が主となっていくであろうというようなことが有識者会議の議論の中でも指摘されていたところでございます。

実際にこの改正法案を提出するに当たっての議論の中で、重要政策というものはどういったものかということの議論もありました。その中では、やはり原子力委員会におきましては、省庁横断的に幅広い分野の原子力政策に関して、基本的な考え方を示していくことが重要であろうといったような御指摘もあったところでございます。明文化されてはいないんですけども、引き続き法改正後の原子力委員会におきましても、そういった政策について検討していくことは非常に重要な役割であろうというふうに考えております。

基本的には、改正後の事務につきましては、法改正後に新たな委員会の形になったところで議論していただくことになろうかと思っておりますけれども、現在の原子力委員会設置法につきましては、1号業務から8号業務まで引き続き存続しておりますので、現在の委員会では、この1号業務に限らずほかの業務につきましても御検討いただくことが適切かと思われま。

(岡委員長) ありがとうございます。何かそのほか御質問ございますでしょうか。どうぞ。

(阿部委員長代理) 審議の見通しはいかがですか。

(池田企画官) 今国会で審議をしていただくことを念頭に、今、国会関係の先生方に説明に回っているところでございます。なるだけ今国会で公布できるようにしたいと考えております。

(岡委員長) そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局、お願いします。

(板倉参事官) 事務局からは、次回の会議の予定につきまして御案内いたします。

次回第14回原子力委員会につきましては、開催日時は5月9日、金曜日10時半から、開催場所につきましては4号館の4階443会議室を予定しております。

(岡委員長) それでは、以上で議題は終わるかと思いますが、特に委員の方から御発言ございますでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、本日の会議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—